

第VI章 目標値の設定と計画の評価



第VI章 目標値の設定と計画の評価

1. 目標値の設定

本計画の運用にあたり、都市計画運用指針では、「立地適正化計画を作成した場合には、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである。」と示されており、計画の進捗状況や妥当性を精査・検討する目標値が必要となります。

栗山町総合計画、栗山都市計画マスタープラン、栗山町国土強靱化地域計画、都市再生整備計画と整合を図り、目標値の設定を行います。

表 目標値

	指標	現況値	目標値	
			中間年 (2034年)	目標年 (2044年)
都市機能	誘導施設数 ¹	12 施設	現状維持	現状維持
	区域内の施設利用者数 ²	41,200 人	35,000 人	28,000 人
居住	都市機能の徒歩圏カバー率 ³	医療:53.8% 商業:58.4% 福祉:75.8% 子育て:71.9%	医療:54.4% 商業:59.0% 福祉:76.0% 子育て:71.9%	医療:55.0% 商業:59.8% 福祉:78.1% 子育て:71.4%
	居住誘導区域内の人口密度 ⁴	26.6 人/ha R2 国勢調査	21.0 人/ha	20.0 人/ha
公共交通	町内循環バスの利用者数 ⁵	26,035 人	21,000 人	17,500 人
防災	新たな避難場所の確保 ⁶	指定避難所 16 箇所	指定避難所 19 箇所	指定避難所 19 箇所
	自主防災組織数 ⁷	自主防災組織 14 組織	自主防災組織 16 組織	自主防災組織 26 組織

※現況値は、区域内の施設利用者数が令和 4(2022)年、町内循環バスの利用者数が令和 3(2021)年、それ以外は、令和 2(2020)年の値

【目標値の算出方法】

- 1 誘導施設数:本計画で設定した既存の誘導施設を維持することとした。
- 2 区域内の施設利用者数:都市再生整備計画で設定した目標値を現況値とした。利用者数を総人口で割り返し、人口一人あたりの利用回数を算出し、その値に将来人口を掛け合わせ算出した。
- 3 都市機能の徒歩圏カバー率:誘導施設が維持する前提で施設徒歩圏(施設から 800m圏)に含まれる人口 100m メッシュをカバー区域として抽出し、徒歩圏内人口(医療と商業は総人口、福祉は老年人口、子育ては年少人口)を算出した。
- 4 居住誘導区域内の人口密度:居住誘導区域内の人口を算出し、居住誘導区域面積で除算し算出した。
- 5 町内循環バスの利用者数:町営バス利用者数を総人口で割り返し、人口一人あたりの利用回数を算出し、その値に将来人口を掛け合わせ算出した。
- 6 新たな避難場所の確保:栗山町国土強靱化地域計画で設定した目標値を採用した。
- 7 自主防災組織数:栗山町国土強靱化地域計画で設定した目標値を採用した。

表 居住誘導区域内の人口密度の算出

		令和 2 年 (2020 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 16 年 (2034 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 26 年 (2044 年)
全町 人口	国勢調査	11,272					
	社人研推計値		9,506		8,531	7,587	
	総合計画(目標人口)		10,200				
	独自推計 ¹			9,722		9,231	8,700
居住誘導区域内人口 ²		7,407	5,667	5,863	5,131	4,597	5,593
		65.7%	60.0%	60.0%	60.0%	61.0%	61.0%
居住誘導区域面積		278	278	278	278	278	278
人口密度(グロス)		26.6	20.4	21.1	18.5	16.5	20.1
人口密度(目標値)				21.0			20.0

- 1 独自推計:総合計画の目標人口と令和 2 年の人口の差から 1 年あたりの人口の減少数を算出して推計したもの
- 2 居住誘導区域内人口(中間年、目標年):推計人口に居住誘導区域内人口割合を掛け合わせたもの
 全町人口に占める居住誘導区域内人口の割合:居住誘導区域内の 100m メッシュ人口を集計し、全町人口で割り返して算出した。令和 16(2034)年は、令和 12(2030)年と同じ値(60.0%)、令和 26(2044)年は、居住を誘導することを推し進め、令和 22(2040)年より 1%増やした値とした。

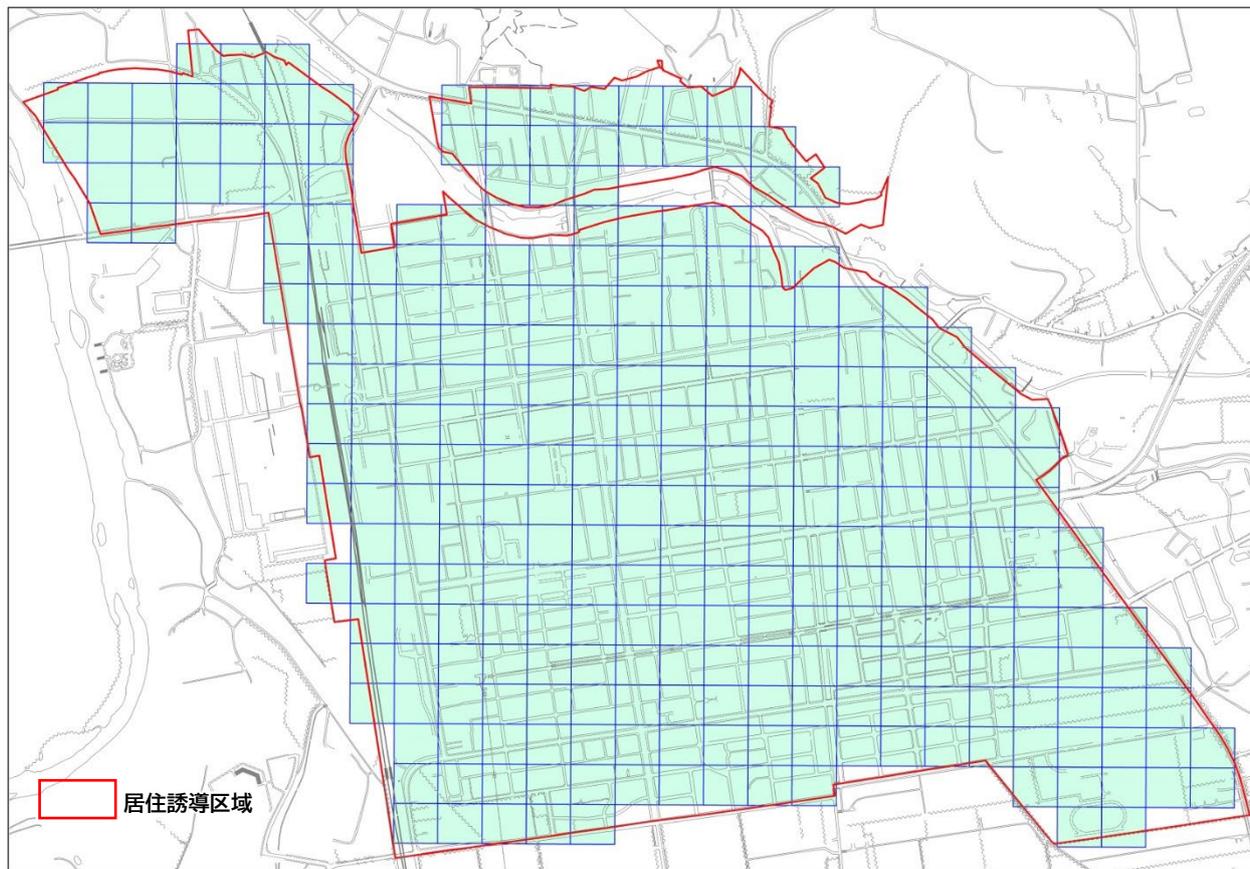


図 居住誘導区域内の 100m メッシュ

2. 計画の評価

本計画は、20年後の令和26(2044)年度を目標年次とした計画になりますが、都市計画運用指針において、「立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討した結果や、都市計画基礎調査の結果、市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきである。」とされています。そのため、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、その結果と社会情勢の変化等も踏まえながら、適宜見直しを行います。

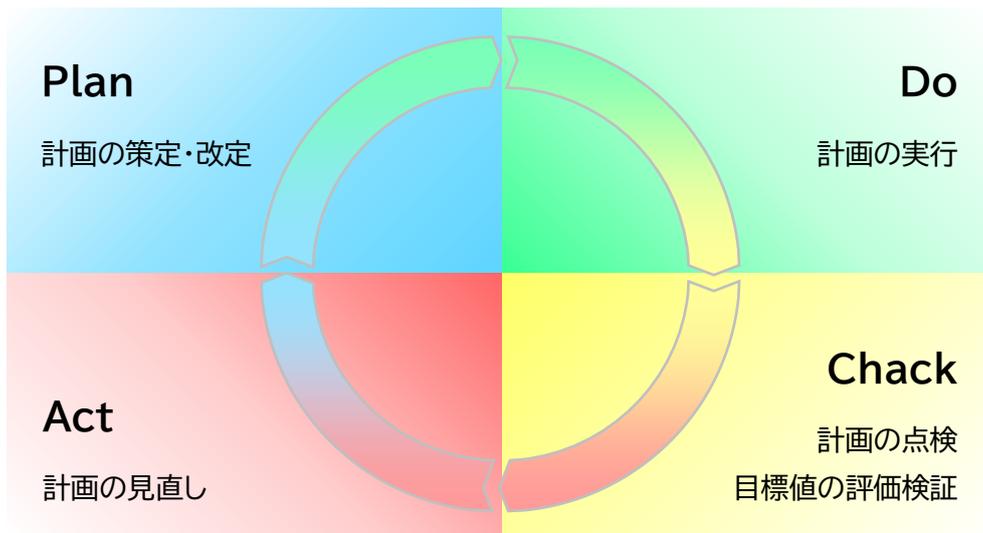


図 PDCA サイクルのイメージ

はじめに

第 I 章

第 II 章

第 III 章

第 IV 章

第 V 章

第 VI 章

参考資料